

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により届出のあった大井川右岸土地改良区（袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市）の退任及び就任した役員を次のとおり公告する。

令和6年7月9日

静岡県知事 鈴木康友

1 退任役員

役職	住 所	氏 名
理事	御前崎市佐倉3381-2	柳澤 重夫

2 就任役員

役職	住 所	氏 名
理事	御前崎市御前崎2-40	下村 勝